

## 講座・交流会の予定

会員の皆さまは、全ての講座の申込みができますので、参加希望の方は早めにお電話・メールでお申込みください。

### <必修研修講座> 今年度、最後の必修研修です！

援助、両方会員の方は、1年間(4月～翌年3月)で1講座を受講していただきます。未受講の場合、休会となり援助活動は出来ません。掲載の講座内容・日時を確認し、各自お申込みください。

日程	内容	時間	備考
1月22日(水)	子どもへの応急手当訓練	11:00~12:00	◎

備考【◎救命救急】厚生労働省より「少なくとも5年に1回は受講する事」と通達された講座

日程	内容	時間	備考
2月26日(水)	子育て講座 「ぬりえをツールに子どもの気持ちに 気づくワークショップ」	10:00~12:00	一時保育有
3月1日(土)	依頼会員登録会	10:00~11:00	一時保育有

ファミサポのルールをもう一度確認しましょう！

#### ① ファミサポに連絡してから活動しましょう！

依頼会員さんは、直接援助会員さんに依頼した場合でも、活動までにファミサポに連絡を入れましょう。  
事前に連絡がない活動は、補償保険が適用されませんのでご注意ください。

#### ② キャンセルは、まず会員同士で

キャンセルは会員同士で行ない、ファミサポにも連絡してください。  
キャンセル料は、前日までが無料、当日は予定額の半額、無断の時は全額です。  
ただし、自然災害や感染症の発生等に伴うキャンセルは、当日でもキャンセル料は無料です。

#### ③ 住所等が変わったら教えてください

住所や電話番号が変わった時、お子さんを出産された時は連絡をお願いします。  
「ファミサポ通信」が転居先不明で戻ってくる場合があります。連絡がつかない場合は、退会になりますがご了承ください。

#### ④ 退会について

退会を希望される時は、ファミサポに連絡してください。

依頼会員 765名      援助会員 229名      両方会員 47名      計 1041名

令和6年12月1日現在

【お申込み・お問合せ先】 八尾市社会福祉協議会 やおファミリー・サポート・センター

TEL: 072-924-3657

FAX: 072-925-1161

メールアドレス

yaofamisapo@gmail.com



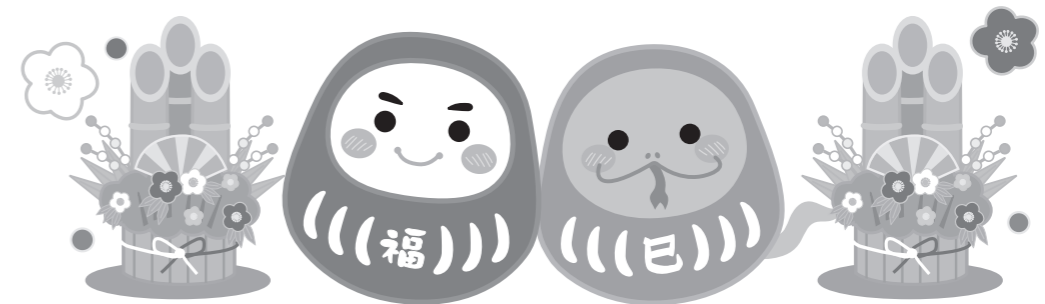
第69号  
令和7年1月

# やお ファミサポ通信



謹んで初春のお慶びを申し上げます。

皆さまにとって健やかな1年になりますように・・・  
また、ファミサポ会員のみなさまには、安心・安全を心掛け活動いただいておりますことを心より感謝申し上げます。引き続き本年もどうぞよろしくお願い致します。



ファミサポ会員のみなさまへ (移転のお知らせ)

やおファミリー・サポート・センターは、2025年5月より八尾市社会福祉会館へ移転します。  
電話番号・FAX・メールは変わりません。

※援助会員さんへ

毎月の活動報告の提出ありがとうございます。

2025年5月より報告書の提出は、八尾市社会福祉会館(2階)へお願いいたします。

新住所・・・八尾市本町 2-4-10

Mail・・・yaofamisapo@gmail.com

こちらのQRコードから  
メールフォームが開きます。







## 講座・交流会を開催しました



9/11 会員交流会「3B体操」でリフレッシュ♪  
★講師：日本3B体操協会 公認指導者 岡嶋 憲子先生



ベル・ベルターという道具を使って、音楽に合わせて動いて、楽しく運動しました。皆さん「体を動かすと心もスッキリ！」  
「目一杯身体を動かして満足」といい汗をかいていました。

9/18 会員交流会「絵本セラピー」  
★講師：絵本セラピスト 岡本 共美先生



絵本の力を借りて感情を自然に引き出す「ふれあいと気づきのワークショップ」を開催しました。  
「絵本はこどもに読み聞かすものと思っていたけど、自分の想いに気づけて大人のためにもなるんだなあ」「こういう時間を持てることで明日への活力になります」など、皆さんが自分時間を過ごせたと楽しんでいただけました。



10/31 オープン講座「子どもに起こりやすい事故予防と応急手当」  
11/7 オープン講座「子どもの病気と看病の仕方」  
★講師：日本赤十字社 大阪府支部  
幼児安全法指導員 吉田先生



「知っているようで、知らないことが多かった」と、身近にある危険から子どもの事故を未然に防ぐことを、しっかり学んでいただけました。

11/18 会員交流会「親子で英語を楽しもう」  
★講師：HAPPY MOMMY 英語講師 田中 晶子先生



親子で英語に触れながら歌ったり体を動かしたりクラフト作りをしていただきました。親子でスキンシップを楽しんでいる皆さんの笑い声が響いてました♪

12/7 会員交流会「クリスマスコンサート♪」  
★おひさま楽団 団長 チェリーくん



今年のChristmasイベントは、おひさま楽団の団長チェリーくんに来て頂き、あそびうたコンサートを開催しました。  
参加されたお子さまは1人1回くじを引きクリスマスアルミホイルバルーンを持ち帰りました。コンサートでは、チェリーくんを手製の楽器の音に興味津々。想像していた音と違うおもしろい音が出たときには、ずっこけ爆笑したお子さんもいました。大きな風船で、遊んだり踊ったり短い時間でしたが、一足早いクリスマス親子で過ごしていました。



かぶっていますか



かぶせていますか

改正道路交通法の施行により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になっています。  
自転車事故で死亡した人の7割が頭部に致命傷を負っています。(参考：警視庁HP)  
援助会員のみなさまは、自転車送迎中のヘルメット着用をお願いします。  
依頼会員のみなさまは、自転車の送迎を依頼する場合、必ずお子さんにヘルメットを着用するようにしてください。

ファミサポでも9/4(水)に八尾市都市交通課 交通安全係に来ていただき「自転車・自動車使用時における事故予防」の講座を開催しました。



### 自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ	酒気帯び運転および補助
<p>スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。</p> <p>違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金</p> <p>交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金</p>	<p>自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。</p> <p>違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p> <p>自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p> <p>酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金</p>

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反省して行った者は講習制度の対象となります。①講習料5万円 ②5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、差支物侵入、安全運転義務違反、通行区分違反 など

大阪府警察

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。